高圧ガス販売事業届について

高圧ガスの販売を事業として営むときは、販売所(店)ごとに、事業開始の20日前までに知事への届出が必要です。

(高圧ガス保安法第20条の4)

①　必要な書類は、下表のとおりです。

②　届出書類一式は、２部提出してください。受付受理後、1部は控えとして返却します。

なお、この控えは、届出済であることを表すものとなりますので、返却後は大切に保管してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 書類名 | 注意点 |
| １ | 高圧ガス販売事業届書 |  |
| ２ | 販売計画書 | ４ページ※販売先の保安台帳（様式）及び容器授受簿（様式）を添付すること |
| ３ | ※　容器置場の位置図(住宅地図のコピー) | 1)　容器置場を設置する場合に必要2)　住宅地図をコピーしたものに位置を示すこと |
| ４ | ※　容器置場の平面図(寸法等記載のもの) | 1)　容器置場を設置する場合に必要2)　図面には、容器置場の「幅」､「奥行」を記載すること |
| ５ | 高圧ガス販売主任者届書 | 　アセチレン、アンモニア、塩素、水素、酸素、LPG等の販売をする場合に必要(空気、窒素や二酸化炭素などの不活性ガスの販売所は不要) |
| ６ | 販売に関する経験の証明書 | 1)　6ヶ月以上の経験を積んだ者でなければならないため、経験を積んだ販売所で証明をうけること2)　下欄には、免状のコピーを貼付すること |

※　なお、３(位置図)、４(平面図)は、様式として作成していません。

各自で作成してください。

**一般則様式第21**(第37条関係)、**液石則様式第21**(第38条関係)、**冷凍則様式第13**(第26条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **高圧ガス販売事業届書** | 一般液石冷凍 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
| **名称****(事業所の名称を含む。)** |  |
| **事務所(本社)所在地** | 〒TEL：　　　　　　　　　　　　、FAX：　　　　　　　　　　　　 |
| **販売所所在地** | 〒TEL：　　　　　　　　　　　　、FAX：　　　　　　　　　　　　 |
| **販売をするガスの種類** |  |

　　　年　　　月　　　日

届　　出　　者　　　　〒

住　　　　　　所

氏名又は名称

法人にあっては代表者名

　　　　TEL：　　　　　　　　　　　　　FAX：

**香　川　県　知　事　　殿**

備考　１　この用紙の大きさは､日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　×印の項は記載しないこと。

　　　３　一般、液石、冷凍の該当項目に○をすること。

販売計画書

１　販売の目的

(1)　販売先での使用用途(該当するものに○)

溶接切断・燃料・原料・スクーバダイビング等呼吸用・医療用・在宅酸素療法用・試験用・

冷媒用・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

(2)　移送形態

タンクローリー(長尺容器含)　・　容器を車両に積載　・　導管　・

その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　販売するガスの種類

(1)　一般高圧ガス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ガスの区分 | ガスの名称 | 販売の方法 | 配送の方法 |
| □特殊高圧ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| □毒性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| □可燃性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| □可燃性・毒性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| □酸素 | 酸素ガス　・　液化酸素 | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| □支燃性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| □不活性ガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |
| □その他のガス |  | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |

　　(注)該当項目に「チェック印」、「○印」を入れること。

(2)　液化石油ガス(ＬＰＧ)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガスの区分 | 販売の方法 | 配送の方法 |
| □ＬＰＧ | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |

(注)該当項目に「チェック印」、「○印」を入れること。

(3)　冷凍設備内の冷媒ガス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ガスの区分 | 販売の方法 | 配送の方法 |
| □冷媒ガス | 直送・貯蔵 | 自社・委託 |

(注)該当項目に「チェック印」、「○印」を入れること。

３　技術上の基準の遵守

法第20条の6の規定に基づき、以下の事項を遵守します。

**(1)　一般高圧ガスの場合(一般則第40条)**

①　高圧ガスの引渡先の保安状況について、次の事項を明記した台帳を備えます。

イ　引渡先の名称及び所在地

ロ　引渡先を担当する販売上の保安責任者の氏名

ハ　圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売した場合は、消費者の配置図(容器から最初の閉止弁まで)及び付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地

ニ　圧縮天然ガス以外の高圧ガスを消費者に販売した場合は、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等

ホ　販売店に卸売りした場合は、当該販売店の高圧ガス販売事業届の年月日

②　充てん容器の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないことを確認して行います。

③　圧縮天然ガスの場合は、上記に加え、一般則第40条第3号から第5号を遵守して行います。

**(2)　液化石油ガスの場合(液石則第41条)**

①　液化石油ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。

イ　引渡先の名称及び所在地

ロ　引渡先を担当する販売上の保安責任者の氏名

ハ　引き渡した容器の種類及び数量

ニ　消費者に販売した場合は、消費者の配置図(容器から最初の閉止弁まで)又は配管の配置状況及び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を配管に接続したか否か及び接続しない場合はその理由

ホ　販売店に卸売りした場合は、当該販売店の高圧ガス販売事業届の年月日

②　充てん容器の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏えいしていないことを確認して行います。

③　引渡す充てん容器は、充てん期限が明示され、かつその期限から6ヶ月以上経過していないもののみとします。

④　工業用以外の燃料として使用する顧客に販売するときは、液石則第41条第4号及び第5号を遵守して行います。

**(3)　冷凍設備内の冷媒ガスの場合(冷凍則第27条)**

①　冷媒ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備えます。

イ　引渡先の名称及び所在地

ロ　引渡先を担当する販売上の保安責任者の氏名

ハ　引渡先の冷凍設備の設置場所、機器の使用の状態等

ホ　販売店に卸売りした場合は、当該販売店の高圧ガス販売事業届の年月日

②　冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、冷媒ガスが漏えいしていないことを確認して行います。

③　冷凍設備には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いは行いません。

４　周知の義務の遵守

法第20条の5第1項の規定に該当する高圧ガスの販売を行う際は、この規定に基づき、以下の事項を遵守します。

**(1)　溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素、在宅酸素療法用の液化酸素並びにスクーバダイビング等呼吸器用の空気の場合(一般則第38条、第39条)**

販売契約をしたときは、次の事項を記載した書面を顧客に配布し、周知します。また、この周知から1年以上経過した後に高圧ガスを販売するときも、同様に周知します。

①　使用する消費設備の、その高圧ガスへの適応性に関する基本的事項。

②　消費設備の操作、管理及び点検に関する注意点。

③　消費設備を使用する場所の環境に関する基本的事項。

④　消費設備の変更に関する注意点。

⑤　ガス漏れその他の災害発生時等に顧客の取るべき緊急の措置及び当社への連絡方法・連絡事項等。

⑥　その他、災害防止に必要な事項。

**(2)　溶接又は熱切断用及び燃料用の液化石油ガスの場合(液石則第39条、第40条)**

販売契約をしたときは、前項①から⑥までの事項を記載した書面を顧客に配布し、周知します。また、この周知から1年以上経過した後に液化石油ガスを販売するときも、同様に周知します。

５　帳簿の備え付け

法第60条の1の規定に基づき、以下の帳簿を備え付けます。

**(1)　一般高圧ガスの場合(一般則第95条第3項)**

①　高圧ガスを容器により授受する場合は、充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力(液化ガスについては、充てん質量)、授受先並びに授受年月日を記した台帳(以下「高圧ガス容器授受台帳」という。)を備え、記載の日から2年間保存します。

②　上記4(1)の周知を行った場合は、周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所、周知をした者の氏名並びに周知の年月日を記した台帳(以下「周知済記録台帳」という。)を備え、記載の日から2年間保存します。

**(2)　液化石油ガスの場合(液石則第93条第3項)**

①　液化石油ガスを容器により授受する場合は、充てん容器の種類及び数、販売の年月日並びに販売先を記した台帳(以下「LPG容器授受台帳」という。)を備え、記載の日から2年間保存します。

②　上記4(2)の周知を行った場合は、前項②の周知済記録台帳を備え、記載の日から2年間保存します。

６　保安教育の実施

法第27条第4項の規定に基づき、従業者に保安教育を施します。

７　高圧ガスの貯蔵について

販売に係る高圧ガスの貯蔵を行う場合は、法第15条第1項の規定に基づき行います。

**(1)　一般高圧ガスの場合**

①　貯槽で貯蔵する場合(一般則第18条第1号)

イ　可燃性ガス又は毒性ガスの貯蔵は、通風の良い場所に設置された貯槽により行います。

ロ　不活性ガス及び空気以外の高圧ガスの貯槽の周囲2メートル以内での火気の使用は禁止し、かつ引火性又は発火性の物は置きません。

ハ　液化ガスの貯蔵は、液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度において、その内容積の90％を越えないようにします。

ニ　貯蔵能力が100㎥又は1ｔ以上の貯槽には、沈下状況を測定するための措置を講じ、その測定をするとともに、測定の結果沈下していた場合はその沈下の程度に応じ適切な措置を講じます。

ホ　貯槽又はこれに取り付けた配管のバルブを操作する場合に、バルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講じます。

②　容器で貯蔵する場合(一般則第18条第2号)

イ　可燃性ガス又は毒性ガスの容器の貯蔵は、通風の良い場所で行います。

ロ　容器は、充てん容器と残ガス容器に区分して容器置場に置きます。

ハ　可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の容器は、それぞれ区分して容器置場に置きます。

ニ　容器置場には、貯蔵に必要な物以外の物は置きません。

ホ　不活性ガス及び空気以外の容器置場の周囲2メートル以内での火気の使用を禁止し、かつ引火性又は発火性の物は置きません。

ヘ　容器は、常に40℃以下に保つよう屋根付きの容器置場に置きます。

ト　内容積が5Lを超える容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずるとともに、容器は丁寧に取り扱います。

チ　可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火は持ち込みません。

**(2)　液化石油ガスの場合**

①　貯槽で貯蔵する場合(液石則第19条第1号)は、前項①の一般高圧ガスの貯槽での貯蔵の基準に準じて行います。

②　容器で貯蔵する場合(液石則第19条第2号) は、前項②の一般高圧ガスの容器での貯蔵の基準に準じて行います。

③　貯蔵能力が1t未満のバルク貯槽により貯蔵する場合(液石則第19条第3号イ)は、液化石油ガス法施行規則第19条第3号イ及びハからヘまで並びに第4号の規定の例により行います。

④　貯蔵能力が1t以上のバルク貯槽により貯蔵する場合(液石則第19条第3号ロ)は、液化石油ガス法施行規則第16条第20号、第54条第2号イ、ハ、ホ(第19条第3号ハ及び第4号に係る部分に限る。)及びヘからチまでに掲げる基準により行います。

**(3)　冷凍設備内の冷媒ガスの場合(冷凍則第20条)**

冷凍設備には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いは行いません。

８　高圧ガスの容器置場について

販売に係る高圧ガスを貯蔵する容器置場の詳細は次のとおりです。

①　位置図(住宅地図のコピーに位置を示したもの)　－　添付のとおり

②　置場平面図(寸法等記載のもの)　－　添付のとおり

③　貯蔵量(充てん容器、残ガス容器及び貯槽の量の合計)

　　　・不活性ガス：　　　　　　　　　　㎥(液化ガスは10kgを1㎥として求める)

　　　・その他ガス：　　　　　　　　　　㎥(液化ガスは10kgを1㎥として求める)

　　　∴合　　　計：　　　　　　　　　　㎥

④　容器置場の所在地(販売所と異なる場所のとき)

〒　　　－

９　高圧ガスの運搬について

販売に係る高圧ガスを運搬する場合、法第23条の移動の基準を遵守して行います。運搬を自社で行わない場合は、運搬する者に対して法令の遵守を指導し、また遵守状況を監視します。

**一般則様式第35**(第74条関係)、**液石則様式第34**(第72条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **高圧ガス販売主任者届書** | 一般液石 | ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| **名称****(販売所の名称を含む。)** |  |
| **事務所(本社)所在地** | 〒TEL：　　　　　　　　　　　　、FAX：　　　　　　　　　　　　 |
| **販売所所在地** | 〒TEL：　　　　　　　　　　　　、FAX：　　　　　　　　　　　　 |
| **選** | **製造保安責任者免状又は****販売主任者免状の種類** |  |
| **任** | **販売主任者の氏名** |  |
| **解** | **製造保安責任者免状又は****販売主任者免状の種類** |  |
| **任** | **販売主任者の氏名** |  |
| **選任解任年月日** | 　　　　年　　　　月　　　　日 |
| **解任の理由** |  |

　　　年　　　月　　　日

届　　出　　者　　　　〒

住　　　　　　所

氏名又は名称

法人にあっては代表者名

　　　　TEL：　　　　　　　　　　　　　FAX：

**香　川　県　知　事　　殿**

備考　１　この用紙の大きさは､日本産業規格Ａ４とすること。

　　　２　×印の項は記載しないこと。

　　　３　一般、液石の該当項目に○をすること。

**香川県独自様式**

**販売に関する経験の証明書**

|  |  |
| --- | --- |
| **氏名及び生年月日** | 昭和・平成　　　年　　　月　　　日 |
| **免状取得日** | 昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日 |
| **販売に関する****経験期間** | 昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日　～　昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日経験したガス種 ( ) |
| **経験した販売所** | 販売所名：販売届出受理日：昭和・平成・令和　　　　年　　　月　　　日販売届出番号：第　　　　　　　　号販売届出受理行政庁：　　　　　　　　都・道・府・県 |

上記の者は、当販売所において上記の期間販売に関する経験を得た者であることを証明します。

　　　年　　　月　　　日

証　　　　明　　　　者　：住所

(経験した販売所の長等)　：販売所名称

　　　　　　　　　　　　　所長等職名氏名

**―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――**

**販売主任者の免状の写**

|  |
| --- |
| コピーを貼付する |